

# 医事業務労働者派遣契約書（案）

契約の名称 医事業務

契約単価 次のとおり

期間	勤務1時間 あたりの金額	うち消費税及び 地方消費税の額
令和8年4月 ～令和9年3月	円	円

※ 時間外の場合

期間	勤務1時間 あたりの金額	うち消費税及び 地方消費税の額
令和8年4月 ～令和9年3月	円	円

予定数量 5,699時間（うち時間外 24時間）

派遣期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

契約保証金

上記について、派遣先を福島県ふたば医療センター附属ふたば復興診療所（以下「甲」という。）とし、派遣元を（以下「乙」という。）として、乙がその従業員を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（以下、「労働者派遣法」という。）に基づき、甲に派遣するにあたり、次のとおり労働者派遣契約を締結する。

（業務内容等）

第1条 業務の内容、乙の業務体制及び業務日等は、別記1「仕様書」のとおりとする。

2 乙は、業務を誠実に遂行しなければならない。

（業務遂行の場所等）

第2条 乙は、甲が指定した場所において、業務を遂行しなければならない。

2 甲は、業務を遂行させるために必要と認められる施設及び設備等（以下、「設備等」という。）を、乙に無償にて使用させるものとする。

3 乙は、甲から使用を認められた設備等を目的以外に使用してはならない。

4 乙は、甲から使用を認められた設備等を善良なる管理者の注意義務をもって使用するものとする。

5 乙は、本契約終了後直ちに、付属物を収去した上で設備等を原状に復して、甲に返還するものとする。

（経費の負担）

第3条 甲は、乙が業務を遂行するために必要な次に掲げる経費を負担する。

- 一 通信運搬費
- 二 光熱水費
- 三 用紙
- 四 筆記用具等の事務用消耗品
- 五 その他甲が必要と認めたもの

(業務の検査)

第4条 乙は、月の初日から末日までの業務を完了したときは、速やかに甲の検査を受けなければならない。

- 2 甲は、必要があると認めるときは、業務の遂行状況について乙に報告を求め、若しくは調査し、又は指示することができる。
- 3 甲は、前2項の検査等の結果、改善すべきものがあると認めたときは、乙に対して改善を命ずることができる。
- 4 乙は、第1項の検査に合格しないときは、直ちに改善して甲の検査を受けなければならない。

(代金の支払)

第5条 乙は、前条第1項又は第4項の検査に合格したときは、書面をもって当該月分の料金の支払いを請求することができる。

- 2 甲は、前項の規定による請求を受理したときは、その日から起算して30日以内に代金を支払わなければならない。

(事故発生時における報告)

第6条 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、別記2「事故報告書」により速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(派遣労働者の雇用安定措置)

第7条 甲は、専ら甲に起因する事由により、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に解除を行おうとする場合には、乙の合意を得ることはもとより、あらかじめ相当の猶予期間をもって乙に解除の申入れを行うこととする。

- 2 甲及び乙は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に派遣労働者の責めに帰すべき事由によらない労働者派遣契約の解除を行った場合には、甲の関連施設での就業を斡旋する等により、当該労働者派遣契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとする。
- 3 甲は、甲の責めに帰すべき事由により労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合には、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとし、これができないときには、少なくとも当該労働者派遣契約の解除に伴い乙が当該派遣労働者に係る派遣労働者を休業させること等を余儀なくされたことにより生じた損害の賠償を行わなければならないこととする。例えば、乙が当該派遣労働者を休業させる場合は休業手当に相当する額以上の額について、乙がやむを得ない事由により当

該派遣労働者を解雇する場合は、甲による解除の申入れが相当の猶予期間をもって行われなかったことにより乙が解雇の予告をしないときは30日以上、当該予告をした日から解雇の日までの期間が30日に満たないときは当該解雇の日の30日前の日から当該予告の日までの日数分以上の賃金に相当する額以上の額について、損害賠償を行わなければならないものとする。その他甲は乙と十分に協議をした上で適切な善後処理方策を講ずるものとする。また、甲及び乙の双方の責に帰すべき事由がある場合には、甲及び乙のそれぞれの責に帰すべき部分の割合についても十分に考慮するものとする。

- 4 甲は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合であって、乙から請求があったときは、労働者派遣契約の解除を行った理由を乙に対して明らかにするものとする。

(派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置)

第8条 甲は、当該労働者派遣契約の契約期間においては、乙に雇用されている派遣労働者を雇用することはできない。

- 2 甲が当該労働者派遣契約終了後に当該派遣労働者を雇用しようとするときには、契約終了期間の2ヶ月前までに予め乙にその旨文書にて通知しなければならない。

- 3 2により甲から通知を受けた場合、乙は当該派遣労働者の希望を最優先に対処しなければならない。但し、甲における雇用の条件の提示、雇用申込の受託の可否の通知等は、甲及び当該派遣労働者間で行うものとする。

(契約の解除)

第9条 甲は、次の各号の一に該当する場合には契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 乙がこの契約を誠実に履行しないとき、又は履行する見込みがないとき。
- 二 乙がこの契約に違反したとき。
- 三 乙が第4条第3項の改善命令に対して正当な理由がなく従わなかったとき。
- 四 受注者が次のいずれかに該当するとき。
  - イ 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この条において「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
  - ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
  - ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認

められるとき。

- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

- 2 前項の規定により甲が契約を解除した場合は、乙は解除された月の初日から業務終了時までの業務についての代金の請求はできないものとする。
- 3 乙は、甲がこの契約に違反し、それにより業務を遂行することができなくなったときは、この契約を解除することができる。
- 4 前項の規定により乙が契約を解除した場合は、乙は解除した月の初日から業務終了時までの業務について代金を請求することができるものとする。
- 5 前項の代金は、第5条第2項の額に、勤務した日数を当該月の外来診療日数で除して得た数を乗じて得た額とする。

(違約金)

第10条 乙は、前条第1項の規定によりこの契約を解除されたときは、頭書の契約金額の年額の10分の1に相当する額を違約金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 前項の規定は、前条第3項の規定により甲が契約を解除された場合に準用する。

(損害賠償)

第11条 甲が第9条第1項の規定による契約解除により損害を受けたときは、乙はその損害額を甲に支払わなければならない。

- 2 前項の規定は、第9条第3項の規定により乙が損害を受けた場合に準用する。
- 3 乙は、自己の責に帰すべき事由により、甲または第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(違約金の徴収)

第12条 乙がこの契約に基づく違約金又は賠償金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から年2.5%の割合で計算した利息（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる）を付した額を乙から徴収する。

(契約の変更)

第13条 次の各号の一に該当する場合には、甲、乙協議の上、この契約を変更することが

できる。

- 一 乙が行う業務量に著しい変更が生じたとき。
- 二 その他、甲、乙両者が必要と認めたとき。

(提言)

第 14 条 乙は、業務を円滑に遂行するため、又はその精度の向上を図るために必要と認めるときは、甲にその方策を提言することができる。

2 甲は、前項の規定による提言を受けたときは、誠意をもって応えるように努めるものとする。

(秘密の保持)

第 15 条 乙は、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は業務を遂行する目的以外に使用してはならない。

2 前項の規定は、この契約が終了し、又は解除し、若しくは解除された後も同様とする。

3 乙は、取り扱う情報の機密性及び完全性を確保するため、別記 3 「情報セキュリティ特記仕様書」を遵守しなければならない。

(個人情報の保護)

第 16 条 乙は、業務を行うため、福島県個人情報保護条例（平成 6 年福島県条例第 71 号）

第 2 条第 1 号に規定する個人情報（以下、「個人情報」という。）を取り扱うに当たっては、別記 4 「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(譲渡等の禁止)

第 17 条 乙は、この契約により生じた権利又は義務を他の者に譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

(庁舎管理)

第 18 条 乙は、甲が庁舎管理上必要と認めて行った指示、指定及び命令には従わなければならない。

(談合による損害賠償)

第 19 条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、第 9 条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、支払済金額の 10 分の 2 に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第 1 号又は第 2 号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 2 条第 9 項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売にあたる場合、その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 49 条の規定による排除措置命令を行い、当該排除命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 62 条第 1 項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治

40年法律第45号)第96条の6による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。また、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(疑義についての協議)

第20条 この契約について生じた疑義又はこの契約に定めなき事項については、甲、乙、協議して定めるものとする。

(適正な就業環境の確保)

第21条 甲及び乙は、派遣労働者の適切な就業環境の確保のため、派遣労働者からの苦情に対応、解決する体制をとるものとする。

2 甲及び乙は、派遣労働者からの苦情の申し出を受ける担当者をそれぞれ選任し、別記1「仕様書」に記載するものとする。

3 苦情処理の方法、連携体制等は次のとおりとする。

(1) 甲における苦情の申し出を受ける者が派遣労働者から苦情の申し出を受けたときは、直ちに派遣先責任者へ連絡することとし、当該派遣先責任者は、派遣元責任者に連絡するとともに、中心となって誠意をもって遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図るものとする。その結果については派遣労働者に通知するものとする。

(2) 乙における苦情の申し出を受ける者が派遣労働者から苦情の申し出を受けたときは、直ちに派遣元責任者へ連絡することとし、当該派遣元責任者は、派遣先責任者に連絡するとともに、中心となって誠意をもって遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図るものとする。その結果については派遣労働者に通知するものとする。

(3) 甲及び乙は、自らでその解決が容易であり、即時に処理した苦情の他は、相互に遅滞無く通知するとともに、密接に連絡調整を行いつつ、その解決を図るものとする。

(紛争の解決方法)

第22条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 住 所 福島県双葉郡楡葉町大字北田字中満289番-1  
氏 名 福島県ふたば医療センター附属ふたば復興診療所  
所長 宮川 明美

乙 住 所  
氏 名